

埼玉県化粧品工業会 会則

(名称)

第 1 条 1. この会は、埼玉県化粧品工業会という。

(事務所)

第 2 条 1. この会は、事務所をさいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 5 番地 1 号に置く。

(会員)

第 3 条 1. この会は、化粧品等及び化粧用雑貨、原材料を製造または製造販売する者で、埼玉県内に関連事業所を有する者が本会の目的に賛同し、入会した者を会員とする。
なお、会員が移転等により、埼玉県内に関連事業所がなくなった場合でも、引き続き会の主旨に賛同し、継続して参画する希望がある場合は、役員会の承認をもって引き続き会員となることができる。

2. 本会に入会を希望する者は会長に入会申し込み書を提出し、役員会の承認を経て入会金及び会費を納入する。

3. 本会を退会する者は会長に退会申請書を提出し、役員会で承認する。
なお、上期の会費が未納入の場合は、退会日を3月31日(前年度末)に、下期の会費が未納入の場合は、9月30日(上期末)に遡ることとする。

4. (削除)

5. 会員が以下の事項に該当する場合は、役員会の承認をもって退会の勧告または除名することができる。
(1)本会の名誉を毀損した時
(2)会費を1年以上滞納した時
(3)本会からの連絡が不可能または所在の確認が不可能の時

(目的)

第 4 条 1. この会は、会員相互の協力により、業界の振興と薬事衛生の向上に寄与する事を目的とする。

(事業)

第 5 条 1. この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 会員相互の親睦、連絡および情報の交換に関すること。
(2) 業界の振興に関すること。
(3) 化粧品等の普及啓発に関すること。
(4) 化粧品等の危害防止に関すること。
(5) 関係法令に関すること。
(6) 功労者および優良従業員の表彰に関すること。
(7) 埼玉県との連携事業に関すること。
(8) 埼玉県薬事団体連合会に関すること。
(9) その他この会の目的達成に必要なこと。

(役員)

- 第 6 条** 1. この会に次の役員を置く。
- | | |
|-----|------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 会計 | 1名 |
| 監事 | 2名 |
| 理事 | 5名以上 |

(役員を選出)

- 第 7 条** 1. 役員は総会において会員の内から選出する。
2. 会長および副会長は、理事の互選とする。
3. 会計および監事は、理事内から会長が指名する。

(任期)

- 第 8 条** 1. 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残期間とする。

(会長および副会長)

- 第 9 条** 1. 会長はこの会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、会長の予め指名下順序によりその職務を代理する。

(理事および監事)

- 第 10 条** 1. 会長、副会長、理事及び監事は、役員会を構成して事業の執行をはかる。
2. 会計理事は、会の会計を司る。
3. 監事は、会計を監査する。

(顧問、参与および会友)

- 第 11 条** 1. この会に、顧問・参与および会友を置くことができる。
2. 顧問・参与および会友は、役員会の承認により会長がこれを委嘱する。
3. 顧問および参与は総会・役員会に出席して意見を述べる事ができる。
4. 顧問・参与および会友は、この会が主催する研修会・懇親会等に出席することができる。

(会議)

- 第 12 条** 1. 会議は、総会・臨時総会・役員会および委員会とする。
2. 総会は、毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めた時または役員会の決議により開催する。両総会は会員の過半数の出席（委任状を含む）により成立する。
3. 役員会および委員会は随時必要なときこれを開催する。両会は役員または委員の過半数の出席（委任状を含む）により成立する。

(総会の決議事項)

- 第 13 条** 1. 総会は、別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 事業計画および予算
(2) 事業報告および決算

- (3) 会則の改定
- (4) 役員の改選
- (5) その他の事項

(会議の招集)

第 14 条 1. 会議は、会長がこれを招集し、会長がその議長になる。

(議決定数)

第 15 条 1. 会議は、出席者の過半数（委任状を含む）をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会 計)

第 16 条 1. この会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。
2. 会費の改定は、役員会において審議し、総会の承認を求めるものとする。
3. すでに収めた会費は返還しないものとする。

(会計年度)

第 17 条 1. この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

この会則は、1972(昭和47)年9月27日から施行する。

1986 (昭和61) 年	4 月	一部改定
1989 (平成元) 年	4 月	一部改定
1996 (平成8) 年	4 月	一部改定
2002 (平成14) 年	4 月	一部改定
2003 (平成15) 年	4 月	一部改定
2004 (平成16) 年	4 月	一部改定
2005 (平成17) 年	4 月	一部改定 (第3条第1項、第5条)
2009 (平成21) 年	4 月	一部改定 (第3条第5項)
2010 (平成22) 年	4 月	一部改定 (第3条第4項削除・第1項、第3項)
2013 (平成25) 年	4 月	一部改定 (第3条第1項)
2021 (令和3) 年	5 月	一部改定 (第5条、第11条第4項、第12条第4項、第13条、第16条第2項)
2022 (令和4) 年	5 月	一部改定 (第9条第3項及び第12条第4項削除、第10条、第13条)
2024 (令和6) 年	5 月	一部改定 (第6条第1項)